

## 資格喪失後の資格確認書等の返却について

資格喪失後の資格確認書は所属所を通して当支部に返却することとなります。返却については、下表のとおりとなりますが、詳細は、3月送付予定の「組合員提出書類確認票」をご確認ください。

(「資格確認書」は、マイナ保険証を登録していない方へ交付しています。)

なお、マイナ保険証登録者等へ送付した「資格情報のお知らせ」の返却は不要です。

<ul style="list-style-type: none"> <li>退職の場合</li> <li>任期満了の場合</li> <li>他の共済組合へ転出する場合</li> <li>任意継続組合員となる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合員は、退職時の所属所の事務担当者へ「資格確認書」(組合員及び被扶養者分)を返却</li> <li>所属所でとりまとめて「①組合員異動報告書【資格得喪】」に添付のうえ提出</li> </ul> <p style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;">任意継続組合員となった場合も、それまで使用していた資格確認書は使用できません。資格喪失時の所属所へ返却してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>組合員番号が変更となった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合員へ番号変更後の「資格確認書」(組合員及び被扶養者分)が届く</li> <li>組合員は、新(4月に所属する)所属所の事務担当者へ旧組合員番号の「資格確認書」(組合員及び被扶養者分)を返却</li> <li>所属所で旧組合員番号の「資格確認書」を受け取ったら、「②組合員異動報告書」に添付のうえ支部へ提出</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者が新しい就職先で健康保険資格を取得した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属所が「被扶養者取消申告書」と関係書類に添付のうえ支部へ提出</li> </ul>

## 組合員及び被扶養配偶者に係る 国民年金被保険者の手続について

組合員が退職した(任意継続組合員及びその被扶養者となった)場合で、60歳未満の方は、各市町村の国民年金担当課で以下の手続が必要となります。

(詳細については、各市町村の国民年金担当課にお問い合わせください。)

- 退職時に60歳未満の組合員は、国民年金第1号被保険者への「加入」手続をしてください。
- 退職時に被扶養者だった方は、国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への「種別変更」手続をしてください。

## 扶養手当廃止に伴う被扶養者の取扱いについて

### 配偶者の扶養手当が廃止になると、共済組合の被扶養者はどうなるの？

給与条例の改正により、令和8年4月から配偶者に対する扶養手当が廃止となる予定です。これにより、共済組合での被扶養者の認定区分が、「普通認定(給与条例上の扶養親族)」から「特別認定」へ変更となります。

4月は異動時期であり、繁忙期となるため、青森支部では特別認定に係る書類の徴収は行わず、毎年行っている「扶養確認」の際に改めて確認書類を徴することとしました。それまでは暫定的に、扶養が継続するものとして取扱いますが、その間に、取消事由が発生した場合には、速やかに手続してください。

※「特別認定」に係る書類及び被扶養者の取消事由等、詳細については、「青森支部のホームページ」→「組合員専用ページ」→「被扶養者の認定要件の確認について」をご確認ください。

